

説明

(一) 大阪組合會の統一を図り、所屬各組合の円満な協調達成に爲め、誠実に
きめつて、産業別組合整理に努力する事。

(二) 組合中心主義を理想とする事が組合員に於て組合精神として普及し、名実一致
組合會並に各支部は、組合規約第十三条の精神を遵守し、組合員の團
業達成の爲め地域協定に努力する事。

(三) 実行方法 ◆◆◆ 産業整理に関しては、各組合幹部並に一般組合幹部
の意見をもとに解を得る様、努力し、組合會は組合幹部をして、組合員の意見
を各なる了解を得る様努力し、組合組合幹部をして充分なる活動せしむる事。

(四) 東部費値上りの件

理由、本部經濟充実及諸事業發展のため。

(五) 五協法改正促進の件

本部提出

説明……世界最大□と自ら誇り、東洋文化の先駆者なりと、自己共に許
す。我が□なりと並も、労働立法の如きは、列強□に比して言ふに足らざるもので
ある。其唯一の労働者保護法としての工傷法の如きは、労働者に利する所、甚だ少く資本家のみの都合よく制定されて居る故に、資本家階級の搾
取たるや強ど世界に比例を挙げ抜取を統けてゐる。就中、臨時雇用制度の如きは、其一
例である。我が資本主義の利潤率を見ると、世界資本主義に比し、高額半
を示してゐる事は、其反面に労働者階級の生活不安を物語るものである。
總同盟昭和三年大會に決議せる赤原に、左の茶原を加へ促進改正を希望するが
故に、本大會日に提出するものである。

改正要領

一、同法二十七条の二の、十四日立則とあるを、十五日前とする事。

一、一ヶ月以上に亘り雇入し協合は、臨時工として取扱いを停止す。
更に雇入期間終了後七日間以内に再び雇入し協合は、臨時雇用と認める事
の条文を挿入の事。而して総同盟大會日決議の、全□工場、鐵山の全從